

唐津市ホームページリニューアル業務委託仕様書

令和6年4月

佐賀県唐津市広聴広報課

目次

1. はじめに	6
1.1 業務名称	6
1.2 本仕様書の位置付け	6
2. 用語の定義.....	6
2.1 用語の定義	6
3. 背景、方針および概要	7
3.1 業務概要	7
3.1.1 目的.....	7
3.1.2 基本方針	7
3.2 業務の範囲.....	8
3.2.1 構築フェーズ	8
3.2.2 運用フェーズ	10
3.3 契約期間・スケジュールなど	10
3.4 履行場所.....	11
3.5 対象ホームページ	11
3.6 移行対象ページ数	12
4. システム動作環境要件	12
4.1 ホームページならびにCMSの稼働に関する要件	12
4.2 動作環境に関する要件.....	12
4.2.1 データセンター要件、サーバー環境要件.....	12
4.2.2 ウイルス対策の実施.....	13
4.2.3 SSLサーバー証明書の導入設定.....	13
4.3 ソフトウェアに関する要件	13
4.4 セキュリティ対策に関する要件	13
4.6 その他の要件.....	13
5. 構築に関する基本要件	14
5.1 開発要件	14
5.1.1 テスト環境.....	14
5.1.2 稼働テスト	14
5.2 システムの基本要件	14
5.2.1 導入実績	14

5.2.2	CMSソフト	14
5.2.3	機能要件	14
5.2.4	CMS導入・設定	15
5.2.5	CMSのID・利用者	15
5.2.6	ライセンス費用	15
5.2.7	クライアント環境	15
5.2.8	CMSサーバーへの接続	16
5.2.9	ウェブコンテンツの生成	16
5.3	アクセシビリティ対応	16
5.3.1	基本要件	16
5.3.2	目標とする達成等級・検証実施時期	16
5.3.3	対応実績	17
5.4	コンサルティング	17
5.5	サイト設計	18
5.5.1	コンテンツや機能	18
5.5.2	サイト構成・情報分類	18
5.5.3	ナビゲーション・ページレイアウト	19
5.6	デザイン作成	19
5.6.1	基本的留意事項	19
5.6.2	トップページ	20
5.6.3	基本デザイン	20
5.6.4	特別なページデザインの作成	21
5.6.5	デザインの確認	21
5.7	新たなコンテンツの作成	21
5.7.1	オンライン申請ページの再構築	21
5.7.2	やさしい日本語コンテンツ	22
5.8	外部ASPの導入	22
5.8.1	アクセス解析	22
5.8.2	サイト内検索	22
5.8.3	多言語対応	23
5.8.4	UDフォント	23
5.8.5	チャットボット（埋め込み作業のみ）	23

5.9 防災システムとの連携.....	23
6. データ移行に関する要件.....	23
6.1 移行対象.....	23
6.2 移行の基本要件.....	23
6.2.1 移行計画.....	24
6.2.2 移行要件の検討.....	24
6.2.3 移行管理表の作成.....	24
6.2.4 移行の実施.....	24
6.2.5 移行対象データの提供.....	24
6.3 非公開ページの移行.....	24
6.4 移行後の検証.....	24
7. 職員支援に関する要件.....	25
7.1 アクセシビリティガイドラインの作成.....	25
7.2 CMS 操作・運用マニュアルの作成.....	25
7.2.1 作成者、および承認者向けマニュアル.....	25
7.2.2 システム管理者向けマニュアル.....	25
7.3 CMS 操作研修会の実施.....	25
7.3.1 操作説明・研修会.....	26
7.3.2 研修用資料.....	26
7.3.3 研修環境.....	26
7.3.4 e-ラーニング用動画の作成.....	26
8. サービス提供に関する要件.....	27
8.1 運用保守要件.....	27
8.1.1 運用保守業務内容.....	27
8.1.2 障害管理.....	27
8.1.3 運用支援.....	28
9. 納品.....	28
9.1 成果物の納品.....	28
9.1.1 構築フェーズ.....	28
9.1.2 運用フェーズ.....	29
10. その他留意事項.....	29
10.1 機密保護.....	29

10.2 打ち合わせ、および連絡調整.....	29
10.2.1 構築フェーズ	29
10.2.2 運用フェーズ	30
10.3 再委託.....	30
10.4 契約不適合責任.....	30
10.5 権利の帰属	31
10.6 追加提案.....	31
10.7 協議	31
問い合わせ先、および各種書類の提出先.....	32

1. はじめに

1.1 業務名称

唐津市ホームページリニューアル業務（以下「本業務」という。）

1.2 本仕様書の位置付け

唐津市ホームページリニューアル業務委託仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、本業務に関する調達内容について記述したものである。

2. 用語の定義

2.1 用語の定義

本仕様書で用いる用語の定義を下表に示す。

用語	定義
唐津市ホームページ	https://www.city.karatsu.lg.jp/ 配下のページ
現ホームページ	本業務実施前の https://www.city.karatsu.lg.jp/ 配下のページ
システム管理者	CMS内の全ての機能にアクセスできる者 広聴広報課の担当者を想定している。
承認者	唐津市ホームページに公開するページの審査を行い、承認を行う者 広聴広報課の担当者を想定している。
作成者	唐津市ホームページに公開するページを作成する者 各所属のページ作成担当者を想定している。
トップページ	https://www.city.karatsu.lg.jp/ のURLにアクセスしたときに表示されるページ
グローバルナビゲーション	ホームページの全ページに共通して表示するメニュー
ローカルナビゲーション	グローバルナビゲーションの下位に属するメニュー

	ーを表示するメニュー
--	------------

3. 背景、方針および概要

3.1 業務概要

3.1.1 目的

現在の唐津市ホームページは、平成 26 年度に構築し、平成 27 年 3 月 1 日に公開を開始した。構築から 9 年が経過し、構築当初に比べコンテンツが複雑化し情報が探しにくくなったり、IT 環境の変化への対応やウェブアクセシビリティの確保が十分でなかったりするなどの課題が生じていることを受けて、令和 5 年度に現ホームページの多面的な調査・分析を実施し、次期唐津市公式ホームページのあるべき姿をリニューアルプランとしてまとめたところである。

そこで、本市ではリニューアルプランに基づき、より価値あるホームページを構築・運用すべく、コンテンツ管理システム（以下「CMS」という。）入替を含めた本業務を実施する。

3.1.2 基本方針

以下の方針において本業務を実施する。事業者の選定にあたっては、これらの事項を重視する。

(1) 目的を一にするユーザー群への意識

これまでの閲覧動向等からユーザーの目的を特定し、目的を同じくするユーザー群として捉え、コンテンツを設計する。ユーザーを単位としたパーソナライズ／カスタマイズを志向することは、UI の複雑化につながることを理解し、シンプルな導線を提供することを重要視する。

(2) 魅力あるデザインと一貫性のあるナビゲーション

ホームページを訪れた人が、楽しみ・親しみ・満足感といったポジティブな感情を抱くような魅力あるコンテンツを洗練されたデザインで提供する。そして、ユーザーの全ての利用プロセスにおいて、表示や操作がストレスなく完結する良好な体験を志向する。

(3) 多様なユーザー・閲覧環境への適切な対応

障がいの有無や、インターネットの利用経験、周辺地理に対する理解度な

どを問わず、誰もが全てのコンテンツやサービスに快適かつ容易に到達できる「誰一人取り残さない唐津市ホームページ」を志向する。

(4) スマートフォン対応

現状では閲覧者の60%以上がスマートフォンを利用している。しかし現在のホームページはPCによる閲覧に主眼が置かれており、スムーズな動線が確保されていない。スマートフォンにおける使い勝手を重要視する。なお、原則としてレスポンシブウェブデザインとすること。

(5) 柔軟性と安定性を兼ね備えた低コストによる保守運用

運用開始後も柔軟かつ効率的なサイト運用を確保し、機能の向上、サイト構成の変更などに迅速に対応できるものとする。また、セキュリティと安定性を重視しつつも、極力低い運用コストで実現する。

3.2 業務の範囲

本業務では、「3.1.2 基本方針」実現に向け、CMSの導入・構築、サイト構成の検討やデザイン作成、データ移行、職員のCMS操作研修、総合的なコンサルティングといったシステム更新に係る全般的な作業を行うこと。さらに、構築後の運用保守とコンサルティングを行うこと。

3.2.1 構築フェーズ

(1) CMSサーバーおよびWebサーバーの環境開発および各種設定

クラウド環境において、CMSサーバー・Webサーバーおよびサーバー関連機器の構築・設定を行うこと。

(2) CMS導入、CMSオプション機能の開発および各種設定

本件の要求仕様を満たすCMSの導入、およびサービスを提供すること。

(3) ホームページの構造設計、コンテンツの適切な分類

移行対象コンテンツを利用者の目線で適切に再分類するとともに、利用者の目的に合わせた多様なナビゲーションによってホームページ全体の使い勝手を高めること。加えて、閲覧者が最短で目的の情報にたどり着くためのサイト内検索機能、よくある質問など有用と考えられる機能を実装すること。

サイトの再分類にあたっては、令和5年10月31日時点の情報をもとに市

と有識者で作成した「新ホームページ構成案」があるので、それを参考にすること。また、令和5年10月31日以降に追加・削除された情報については、本市と受託者が別途協議し適宜対応すること。なお、「新ホームページ構成案」は本業務受託者のみに提供する。

- (4) トップページ・メニューページ等のデザインおよびテンプレートの設計・制作

「唐津市らしさ」や唐津市の魅力を分析し、ブランドイメージの向上、地域セールス力の向上につながるような機能やページデザインを作成すること。また、必要なコンテンツを柔軟に表示・制御可能なテンプレートを制作し、実装すること。

- (5) 災害対応

災害情報を的確にいち早く唐津市ホームページに掲載できる機能などを提案し、本市と協議の上、リニューアル後の唐津市ホームページやCMSに実装すること。また、大規模災害時でも唐津市ホームページへのアクセスが可能な限り継続できる仕組みを構築すること。

- (6) ユーザビリティやアクセシビリティの確保

唐津市ホームページ全体に渡って、ユーザビリティやアクセシビリティに配慮したコンテンツが作成できるような機能を提供するとともに、品質の維持・向上に必要な支援を行うこと。

- (7) JIS X 8341-3:2016 試験の実施

JIS X 8341-3:2016 附属書 JB に基づく試験を実施すること。また、その試験結果の公開を支援すること。

- (8) 既存コンテンツの移行および改善

現行ホームページから新ホームページへのコンテンツデータ移行とその工程管理、コンテンツデータ移行後における調整作業を行うこと。

- (9) 操作・運用マニュアル、ウェブアクセシビリティガイドラインの作成

各種マニュアル、各種ガイドラインなど、ドキュメント類を作成すること。

- (10) 職員研修（管理者、作成者を対象としたもの）

CMS 操作等に係る職員研修を実施（e-ラーニング用動画などの作成も含

む) すること。

(11) その他ホームページリニューアルにあたって必要な作業

3.2.2 運用フェーズ

(1) CMS サーバーおよびW e bサーバーの保守

クラウド環境において、CMSサーバー・W e bサーバーおよびサーバー関連機器の保守・運用を行うこと。

(2) ページを作成する職員の作業効率向上

ページ作成について専門知識や技術を持たない職員でも、公開するページをイメージしながら編集ができるCMSの導入と運用ガイドラインの整備を行うこと。

また、リンク切れや情報の過剰な羅列がなく、閲覧者へ知らせたい情報の誘導効果を上げることなど、サイト品質の維持・向上を図る提案を行い、本市と協議の上、提案内容を実装すること。

(3) 構築後のコンサルティングと機能改善への対応

構築後のコンサルティングや機能改善への対応について、可能な限り本業務の費用範囲内で行うこと。本業務の費用範囲を超える場合は、別途協議の上、実施する。

(4) 拡張性と柔軟性に対応した運用保守形態

運用開始後にバージョンアップなどによる機能向上やサイトの構成変更などを柔軟に行えるとともに、将来的なシステムの拡張性を考慮すること。また、データのバックアップ、セキュリティ対策などの定期的な保守を実施するとともに、機能向上のための対応をできる限り行うこと。

(5) 問い合わせ対応業務

唐津市ホームページの運用に係る本市からの問い合わせに遅滞なく対応すること。

(6) その他ホームページを運用する上で必要な保守業務

3.3 契約期間・スケジュールなど

(1) 委託契約の期間

構築期間：契約締結日から令和 6 年 12 月 31 日まで

運用期間：令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(2) 委託契約の締結・業務の開始

令和 6 年 5 月中（予定）

(3) 新ホームページ公開予定日

公開予定日は令和 6 年 12 月下旬ごろとする（詳細は協議の上決定する）。

(4) 構築スケジュール

職員のシステムへの習熟を図るよう、データ移行・研修プログラムのスケジュールリングを含め、最適な方法を提案すること。

令和 6 年 12 月下旬ごろに公開することを前提とした週単位のスケジュール表を作成し、提示すること。

なお、詳細は本市と受託者が別途協議して決定する。公開予定日に合わせたスケジュール管理を行うこと。

3.4 履行場所

佐賀県唐津市広聴広報課および別途定める場所

本市庁舎内において作業を行う場合は、場所の使用に係る一切の事項について本市の指示に従うとともに、業務従事者の品位の保持に努めること。

3.5 対象ホームページ

本業務で対象とするコンテンツは以下のとおりとする。

(1) 唐津市ホームページ配下の全ページ

(2) 以下のページは対象範囲から除く

Web 版ハザードマップ日本語版

(<https://www.city.karatsu.lg.jp/koho/bosai/hazardmap/index.html>)

Web 版ハザードマップ英語版

(https://www.city.karatsu.lg.jp/koho/bosai/hazardmap/index_en.html)

ただし、上記ページは CMS を介さず直接公開サーバーにデータをアップロードしている。リニューアル後も引き続き、職員が直接公開サーバーにデータをアップロードできるようにすること。なお、直接公開サーバーにデータをアッ

プロードを行うことと同等の結果が得られるような手段の提案も認める。

3.6 移行対象ページ数

移行対象ページ数は約 6,000 ページ程度を想定。

4. システム動作環境要件

求める要件は次のとおりである。ただし、ここに記載する要件よりも、よい提案がある場合は、その提案を妨げない。

また、見積書に可能な限り明細を記載すること。

4.1 ホームページならびに CMS の稼働に関する要件

- (1) 24 時間 365 日の稼働を原則とする。ただし、何らかの原因によりサービスが停止する場合には、早急に復旧または代替手段を用意し、サービスの利用に支障がないようにすること。
- (2) セキュリティパッチの適用など、一時的にサービスが停止する恐れがある場合には、可能な限りサービスの停止を防ぐ対策を施すこと。
- (3) サービスの停止が年に数回ある場合や、長時間の停止がある場合などには、賠償を求めることもあるため十分留意すること。

4.2 動作環境に関する要件

4.2.1 データセンター要件、サーバー環境要件

- (1) クラウドサービスの環境は提案に委ねるが、【別紙 1】データセンター要件一覧表の項目は全て満たしていること。
- (2) 不具合対応のために、冗長構成を用意するなど、バックアップからの復元が迅速に対応できる対策をとること。
- (3) セキュリティパッチの適用など、サーバーの管理・運用は受託者で行うこと。
- (4) 各種ライフサイクルに注意し、サポートが終了しているサービスがサーバー上で稼働しないようにすること。
- (5) リニューアル後 10 年間の運用に耐えうる十分な容量を確保すること。なお、現行の Web サーバーと CMS サーバーの容量は下記のとおり。

Web サーバー：116GB

CMS サーバー：121GB

4.2.2 ウイルス対策の実施

各サーバーには、ウイルス対策を実施すること。

4.2.3 SSLサーバー証明書の導入設定

各サーバーにはSSLサーバー証明書を導入し、常時SSL化対応を実施すること。

4.3 ソフトウェアに関する要件

- (1) ソフトウェアの環境は提案に委ねるが、具体的な性能や構成、保守内容や体制などを具体的に示すこと。
- (2) 稼働に必要な全てのソフトウェアのインストールと初期設定を行うこと。

4.4 セキュリティ対策に関する要件

- (1) 外部からの攻撃などによる不正アクセス、内部からの不正操作に対する十分なセキュリティ対策を施し、そのセキュリティ効果が劣化しないよう、保守業務を行うこと。
- (2) ユーザーを任意にグループ分けでき、グループごとに利用可能な機能を制限できるなど、システムへのアクセス権限設定、およびユーザー管理設定が柔軟にできること。
- (3) 各所属に割り当てられたユーザーIDとパスワードなどで認証される仕組みを備えること。また、ログイン・ログアウトの履歴は操作ログ情報として保管し、不正に消去・改ざんされない仕組みを有すること。
- (4) 経済産業省「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」に従って、情報セキュリティ対策を講じること。
- (5) ホームページは、佐賀県セキュリティクラウドを介した公開を予定している。佐賀県セキュリティクラウドの利用において必要となる、情報提供および通信機器の設定、各種試験等について、受託者が責任をもって行うこと。

4.5 その他の要件

- (1) データバックアップやアクセス解析は必須とするが、その他必要と思われる

保守要件などについても可能な限り具体的に提案すること。

- (2) ハードウェア部分における障害が発生の際は、24 時間 365 日、受託者から能動的に連絡し、対応すること。

ファイル名、ディレクトリ名等に外字は使用しないこと。また、想定されるアクセス環境（デバイス、ブラウザなど）で、文字コードに起因する文字化けを起こさないこと。

5. 構築に関する基本要件

5.1 開発要件

5.1.1 テスト環境

受託者においてテスト環境を用意すること。

5.1.2 稼働テスト

導入されたシステムが業務で使用できるかどうかを検証するため、本番環境下で総合試験を実施すること。なお、総合試験内容などについては本市と協議の上、決定する。

5.2 システムの基本要件

5.2.1 導入実績

過去 5 年、国および人口 10 万人以上の地方自治体において、ホームページの稼働実績および保守運用実績があり、現在も稼働していること。

5.2.2 CMS ソフト

- (1) 導入する CMS は、パッケージ（市販）化されたもので、開発ベンダー等によるサポートが確立された製品であること。
- (2) OS は Microsoft Windows、Linux など、一般的に利用されているものとする。

5.2.3 機能要件

CMS の機能要件は【別紙 2】CMS 機能要件一覧表に示す。

なお、【別紙 2】CMS 機能要件一覧表の「必須」とした項目は、全て満たす

こと。ただし、要件どおりの実装が困難な場合は、代替の提案を可とするが、本市がその代替案について要求項目を十分に満たすものであると判断した場合のみ、対応可能と解する。

5.2.4 CMS導入・設定

CMSのユーザー情報、所属の基本情報、カテゴリ情報などについては、受託者がCMSへ初期設定（マスタ登録作業）を行うこと。

CMSを稼働させるために必要な設定、手順などを記したマニュアルを提出すること。CMSのシステム動作テストを実施し、その結果を提出すること。

5.2.5 CMSのID・利用者

CMSのID数は300程度を想定している。IDを各所属に最低一つ割り振り、各所属では複数の職員が一つのIDでログインする形を予定している。

また、CMSへの同時ログイン数が100IDに達する場合でも、作業が滞ることのないような、良好なレスポンスを実現すること。

5.2.6 ライセンス費用

ユーザー数やページ数の増加による、追加のライセンス費用が発生しないこと。

5.2.7 クライアント環境

職員のクライアントPCは、OSがWindows10またはWindows11、ブラウザはMicrosoftEdge、GoogleChrome、Firefoxの利用を想定している。CMSの作成・更新・管理業務については、ブラウザのみで利用可能とし、専用ソフトウェアのインストールが不要であること。

区分	ID数	業務内容
システム管理者	1ID	各所属が作成・更新したコンテンツの最終承認権限、全コンテンツの編集権限、カテゴリ管理などのサイト全体の管理権限を有する。
承認者	システム管理者が兼ねる	作成者が作成・更新したコンテンツの内容を、確認・更新する権限を有する。

作成者	300ID	自所属のコンテンツの作成・更新・削除を行う権限を有する。
-----	-------	------------------------------

5.2.8 CMSサーバーへの接続

クライアントPCからCMSサーバーへの接続は、クライアント環境で示したブラウザを通してID、パスワード認証でログインを行う。なお、ID、パスワードは各所属に作成者用・承認者用を任意の数付与でき、上限は設けないこと。

5.2.9 ウェブコンテンツの生成

- (1) 原則として、生成されるコンテンツは、全て静的なものとする。ただし、イベントカレンダーやアンケートなど、必要に応じて動的に生成されることが最適なものを提案する場合は、別途協議の上、実装する。
- (2) 閲覧者の使用するブラウザは以下のものを想定しており、これらのブラウザでレイアウトが崩れないように生成されること。
 - <スマートフォン、タブレット端末向け>
 - ・ iOS および Android OS の標準ブラウザ
 - <PC向け>
 - ・ Microsoft Edge、Google Chrome、Safari、Firefox の最新版
- (3) 多言語対応 (UTF-8) していること。
- (4) RSS 対応が可能であること。

5.3 アクセシビリティ対応

5.3.1 基本要件

職員の作成したページが、JIS X 8341-3:2016 の達成基準を満たしているか、公開前に確認ができるアクセシビリティ検査機能をCMSに搭載すること。修正を要する部分を自動で修正する機能、または修正候補を提示する機能を搭載すること。

Webサーバーで公開している全てのページで、文字の拡大、文字色や背景色の変更など必要と考えられる閲覧支援ツールを導入すること。

5.3.2 目標とする達成等級・検証実施時期

- (1) JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠すること。また、適合レベル AAA

の達成基準についても、実装上困難でないものについては積極的に対応すること。

- (2) WCAG 2.2 の適合レベル AA の達成基準についても可能な限り満たすこと。
- (3) デザイン画作成時、テンプレート作成時の各段階において、JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA 準拠相当の品質が確保されていることを確認すること。
- (4) 公開後、JIS X 8341-3:2016 附属書 JB に基づく試験を適切に実施すること。
また、唐津市ホームページリニューアル後、同試験結果を公開するために必要な支援を行うこと。
- (5) (4) の試験結果で、適合レベル AA 準拠の結果が得られなかった際には、速やかに改修の上、再試験を実施すること。

5.3.3 対応実績

5.3.2 に記した各段階での確認および試験実施は、過去3年以内に、公的機関のホームページにおいて、JIS X 8341-3:2016 試験実績を有する者、かつ、本業務のデザインおよびコーディング作業に関与していない者が担当すること。

5.4 コンサルティング

最終的なサイト構成、コンテンツファイル名、タイトル名、担当所属などの一覧情報は本市で決定するが、デザインやサイト構成、不足していると思われるコンテンツなどについて、本市に最適と思われるコンサルティングを行うこと。令和5年度に実施したウェブサイト診断結果およびアクセスログ解析結果などの資料は必要に応じて提供する。

- (1) 現行ホームページの問題点や改善点を分析し、その改善策を示すこと。また、不足していると思われるコンテンツの新規作成についてコンサルティングを行うこと。
- (2) スマートフォンの利用シーンや操作体系に基づく適切な設計に関するコンサルティングを行うこと。
- (3) アクセシビリティ全般に関するコンサルティングを行うこと。
- (4) 既存データの移行に関するコンサルティングを行うこと。
- (5) ホームページ運用に関するコンサルティングを行うこと。

5.5 サイト設計

サイトの再分類にあたっては、令和 5 年度に市と有識者で作成した「新ホームページ構成案」を参考に、「3.1.2 基本方針」の実現に向けて設計するとともに、以下に留意すること。

なお、「新ホームページ構成案」は本業務受託者のみに提供する。

5.5.1 コンテンツや機能

(1) まちの魅力を積極的に表現する仕組み

「唐津市にしかない」を最大限表現できるよう素材を吟味し、明快なメッセージで表現する仕組みを整える。

(2) 目的に合わせて情報を絞り込む仕組み

市民の「これが知りたい」を最大限支援できるよう目的を見定め、適切なメニューを設計する。

(3) 重点施策、住民の関心事、イベントなど「動き」を発信できる仕組み

「唐津市の今・これから」が最大限伝わるようタイミングを捉え、職員による適時発信のサポート機能を有する。

5.5.2 サイト構成・情報分類

「新ホームページ構成案」および以下の点を踏まえ、利用者ならびに本市職員に最適な分類を設計すること。

(1) MECE（漏れなく被りなく）な情報分類

ホームページ全体の分類は漏れなく被りのない、いわゆる MECE の構造として、各分類・各コンテンツは単一の本籍を有するものとする。ただし、コンテンツに対する複数の導線提供は何ら問題ではない。

(2) 平易かつ具体的な分類名の採用

組織名や行政用語を上位分類名として用いることは避ける。「公用文作成の考え方」に記される漢字の用法や記者ハンドブック、実際に検索で用いられるキーワードなど、よりユーザーの立場に立った語彙を積極的に選定するものとする。

(3) ニーズや時代に合わせてサイト構成を柔軟に変化

かつて存在しなかった「新型コロナウイルス関連情報」が、多くの自治体サイトで今日まで重大コンテンツとして置かれることとなった。絶えず提示すべきコンテンツや分類基準が変容する可能性があることを想定し、定期的な情報分類の見直しの実施を前提とする。

5.5.3 ナビゲーション・ページレイアウト

(1) ユーザーの目的に合致した抽出と強調

類似する情報同士の近接、ニーズの高い情報の優先表示など、分類内での表示最適化手法について、効率的な運用の観点も踏まえ検討すること。

(2) 精度の高い検索機能の実装

検索キーワードとの一致度が高いコンテンツが最上位表示される高精度な検索エンジンと、最適な表示となるようなチューニングやメンテナンスに関する運用支援を検討すること。

(3) 一貫性のあるナビゲーションと階層に応じた構成要素の変化の両立

ホームページ全体の視覚表現や操作感の一貫性を持たせながら、カテゴリ、サブカテゴリ、詳細などの各階層ページが持つ役割に応じた要素配置がなされること。

5.6 デザイン作成

「3.1.2 基本方針」実現のため、特に以下に留意して最適と考えるデザインを作成すること。また、サイトの全体構成、掲載項目の整理、閲覧者のアクセシビリティ、ユーザビリティを考慮し、標準化・統一化されたデザインとすること。

5.6.1 基本的留意事項

(1) セオリーを維持しながら独自性を発揮したデザイン

初めて唐津市公式ホームページを訪れたユーザーでも、なすべきことが容易に理解できるように、世の中の多くのホームページとの共通性を保つことが重要である。その一方で「唐津市にしかない」を象徴的なビジュアル（やギミック）を伴って表現するものとする。

(2) ユーザーの期待や想像に背かない、機能と視覚表現の一致

下線のあるテキストはリンク機能を有している。これはウェブページにおける機能と視覚表現の一致の基本であり、あらゆるユーザーの期待に沿うものである。タップしても何も起きない、どこをクリックしたらいいかわからない、といったことが生じないように、各領域が持つ機能や動きは、形状・面積・色彩・動き等の自然な変化を伴って表現されるものとする。

(3) 読みやすく、意図が伝わりやすい情報提示

ウェブブラウザやウェブフォントの技術進化・標準化によって、テキストが精緻にコントロールしやすくなった。これまでのように画像化された文字を用いるのではなく、適切な文字サイズ、書体、ウェイト、行間、行長、周辺余白等によって、読みやすく、意図が伝わりやすい見出しや本文を備えるものとする。

5.6.2 トップページ

構成要素案を参考に、アクセシビリティやユーザビリティを損なうことなく、唐津市の魅力を視覚的にアピールできるデザインを提案すること。デザイン詳細は打ち合わせの上決定する。なお、サイトの構成要素案にあたっては、令和5年度に市と有識者で作成した構成要素案があるので、それを参考にすること。構成要素案は本業務に参加表明をした事業者に提供する。

- (1) 唐津市のイメージを効果的に表現し、唐津市らしさや唐津市の魅力が伝わるデザインとすること。また、ウェブデザイントレンドを適度に反映することで、現在の「あるべきウェブデザイン」の実現を試みること。
- (2) (1)の実現と、アクセシビリティ、ユーザビリティの確保を両立すること。
- (3) 新たなコンテンツが設置できること、設置コンテンツの表示位置や順序の変更など、唐津市に必要な情報を適切に届けるための柔軟なコンテンツ編集が容易に行えること。
- (4) 災害時にスムーズな情報提供を可能にするため、サーバーへの負荷を軽減するために災害専用トップページを作成すること。

5.6.3 基本デザイン

決定したトップページのデザインにあわせた所属トップページ、本文用のテンプレート、スタイルデザインを作成すること。

- (1) サイト共通部分のデザイン修正が、全体に反映できること。

- (2) 必要なテンプレートは新規作成すること。
- (3) ある程度の HTML 等の知識があるシステム管理者であれば、テンプレートの変更や新規作成・追加が可能であること。また、管理可能なテンプレート数に上限がないこと。
- (4) 各ページには、タイトル情報、グローバルナビゲーション、パンくずリスト、各所属の連絡先などを配置できること。なお、ローカルナビゲーションについては、本市と協議の上、必要に応じて実装する。

5.6.4 特別なページデザインの作成

特にデザインの独自性が求められるコンテンツに関しては、主要ページとは異なるデザインテンプレートを用いた特設サイトを作成すること。現時点では、以下3サイトおよび特設サイト向けの汎用テンプレート（1種）を想定しているが、詳細は打ち合わせの上、決定する。なお、サイトの構成要素案にあたっては、令和5年度に市と有識者で作成した構成要素案があるので、それを参考にすること。構成要素案は本業務に参加表明をした事業者に提供する。

- (1) 子育て支援情報
- (2) 唐津市近代図書館
- (3) 唐津市議会
- (4) 特設サイト向け汎用テンプレート

5.6.5 デザインの確認

デザイン作成に係る各過程において、受託者は本市と協議し、デザイン作成完了時には本市に確認依頼をし、本市の了承を経てデザイン確定とすること。

なお、5.3.2(3)にあるとおり、本市への確認依頼の段階で、JIS X 8341-3:2016の適合レベル AA 準拠相当の品質が確保されているものとする。

5.7 新たなコンテンツの作成

次に示すコンテンツを新たに作成すること。

なお、この他にも本市および利用者により有益なコンテンツを積極的に提案・実装すること。

5.7.1 オンライン申請ページの再構築

本市におけるオンライン申請手続きを利用者が見つけやすく、また利用しや

すぐできるよう、オンライン申請手続き一覧を集約したページを作成すること。

なお、詳細は協議の上決定する。

5.7.2 やさしい日本語コンテンツ

日本語の読み書きがまだ十分ではない定住外国人等に対し、市から発信する情報を分かりやすく理解してもらえるよう、また、日本語以外の言語に翻訳しやすいよう、文の構造や語彙、表現を簡易なものに制限した情報提供を行うこととする。

受託者は、本市が指定するページ（約 15 ページ）を外国人等にも分かりやすくした表現に書き換えたコンテンツを作成すること。なお、「やさしい日本語対応希望ページ一覧」は本業務に参加表明をした事業者のみに提供する。

5.8 外部 ASP の導入

アクセス解析、サイト内検索、外国語自動翻訳などは、ASP サービスを導入することも含め、本市に最適な機能を提案すること。5.8.1～5.8.5 に示す以外にも、本市および利用者により有益な機能を積極的に提案・実装すること。

5.8.1 アクセス解析

システム管理者ならびにページを作成した所属においてアクセスログを簡単に解析できる機能を有すること。

5.8.2 サイト内検索

閲覧者が最短で目的の情報にたどり着くことができるよう、サイト内検索機能を実装すること。

- (1) 閲覧者側は自由なキーワードでの検索ができること。
- (2) CMS の機能でなく、Google 検索等の検索エンジンの利用も可とするが、広告などの不要な情報が出るもの、テンプレート内に表示できないものの利用は認めない。
- (3) 唐津市ホームページとは異なる環境で動いている唐津市関連サイトの検索も本市の要望に従い検索対象に含められること。
- (4) 運用中のサイト分析に利用するため、サイト内検索されたキーワードと検索数が収集できること。

5.8.3 多言語対応

日本語で書かれたコンテンツを、英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、ベトナム語、タガログ語等に機械翻訳する機能を実装すること。無償で利用できるサービスの提案も認めるが、元となる日本語ページのデザイン、レイアウトを踏襲したページ上に、翻訳が表示されるものとする。

5.8.4 UD フォント

コンテンツの読みやすさ・理解しやすさの向上のため UD フォントを実装すること。その際、「5.6.1 (3) 読みやすく、意図が伝わりやすい情報提示」を念頭に表示設計をすること。無償で利用できるサービスの提案も認める。

5.8.5 チャットボット（埋め込み作業のみ）

リニューアル公開と同時に、別途調達するチャットボットの導入を予定しているため、本市が指定するページへの埋め込みをすること。

5.9 防災システムとの連携

既存の防災システムと自動連携し、防災システムが発信する情報をホームページへ自動的に掲載されるなど、運用の効率化を図ること。既存のシステム名および製品名は下記のとおり。

システム名：唐津市情報メール

製品名：SpecanRaiden（スピーキャンライデン）

6. データ移行に関する要件

6.1 移行対象

移行対象は「3.6 移行対象ページ数」で示すとおり 6,000 ページ程度を想定しており、費用見積については、同ページ数で作成すること。ページ数については構築期間中に変動する可能性もあるが、大きく数が変化した場合の対応は別途協議の上、決定する。

6.2 移行の基本要件

職員のシステムへの習熟、および移行費用の削減を考慮し、研修プログラムのスケジューリングを含め、データ移行について最適な方法を提案すること。

また、移行作業における各担当所属へのサポート体制についても提案すること。

6.2.1 移行計画

スケジュール、本市および受託者の役割分担、完了時の検証方法など、全体的なルールを記したデータ移行計画書を作成すること。

6.2.2 移行要件の検討

データ移行時に、アクセシビリティ・ユーザビリティ対応に考慮した品質改善を実施すること。

6.2.3 移行管理表の作成

移行する全ページを対象として、新しく掲載するカテゴリや所管する所属情報などの属性情報を記した移行管理表（Excel 形式の一覧）を作成すること。

6.2.4 移行の実施

- (1) データの移行は、前述の「移行管理表」に基づき実施すること。また、添付されている画像・文書ファイルなども併せて移行すること。
- (2) 移行後のデータは、職員がCMSを用いて修正、公開、削除が行える状態にすること。
- (3) 移行期間中に発生した差分についても確実に移行すること。

6.2.5 移行対象データの提供

現行ホームページからのデータ取得は受託者による作業を想定しているが、工程の具体については協議の上、決定することとする。

6.3 非公開ページの移行

非公開ページは本市が移行する。非公開ページの移行方法等、必要な支援を行うこと。移行の時期等については、別途、本市と協議の上、決定する。

6.4 移行後の検証

- (1) 移行作業後のページは「5.3 アクセシビリティ対応」に示した品質を満たすとともに「5.2.9 ウェブコンテンツの生成」で示す各ブラウザで適切に表示されることを確認すること。
- (2) 検証において不備が発覚した場合は、受託者で修正対応を行うこと。

7. 職員支援に関する要件

7.1 アクセシビリティガイドラインの作成

JIS X 8341-3:2016 適合レベル A・AA の達成基準について、イラストや写真を用いるなど、アクセシビリティについての知識がなくても理解できるようなアクセシビリティガイドラインを作成すること。その際、唐津市ホームページや導入する CMS の機能・画面構成等を反映し、実際の操作をイメージしやすいものに仕上げること。

7.2 CMS 操作・運用マニュアルの作成

各マニュアルは、CMS パッケージに標準で付属するものではなく、本市における運用の事情や要望を反映して作成し、本市の業務内容と実施手順に沿って一連の操作方法を解説すること。

7.2.1 作成者、および承認者向けマニュアル

- (1) 作成者および承認者向けのマニュアルをそれぞれ作成すること。
- (2) イラストや画面のハードコピーを用いて、分かりやすく解説すること。
- (3) 業務に不慣れな職員でも理解できるよう、平易な用語を用いること。
- (4) 特に緊急時の情報発信を適切・迅速に行うことができるよう、通常時とは異なる運用時の操作方法については別冊を用意し、具体的にわかりやすく解説すること。

7.2.2 システム管理者向けマニュアル

- (1) システム管理者がシステムを運用するためのマニュアルを作成すること。
- (2) イラストや画面のハードコピーを用いて、分かりやすく解説すること。
- (3) 業務に不慣れな職員でも理解できるよう、平易な用語を用いること。

7.3 CMS 操作研修会の実施

職員が本業務に理解を深めるとともにシステムへの習熟を深めることができるよう、以下のとおり CMS 操作研修会を行うこと。

7.3.1 操作説明・研修会

職員がシステムの操作方法を習熟できるよう、実際にCMSを操作しながら学習する形式の研修会を実施すること。

7.3.2 研修用資料

研修会用マニュアル、および研修会に必要な資料の作成を行い、電子データを納品すること。

7.3.3 研修環境

研修会場、および研修用PC、プロジェクター、スクリーン、インターネット環境は、別途本市が用意する。ただし、PCおよびサーバーの環境設定などは受託者が行うこと。

対象	時間・回数	主な内容
作成者	<ul style="list-style-type: none">・ 2時間程度・ 50名×5回	<ul style="list-style-type: none">・ システムの説明・ ページ作成方法・ ページ作成から公開までの流れ・ アクセシビリティの基礎知識やガイドラインの説明・ 個別操作研修など
管理者（兼承認者）	<ul style="list-style-type: none">・ 3時間程度・ 10名×1回	<ul style="list-style-type: none">・ システムの説明・ ページ作成から公開までの流れ・ ページの承認方法・ アクセシビリティの基礎知識やガイドラインの説明・ 各種管理機能の説明・ テンプレートの修正方法・ 個別操作研修など

7.3.4 e-ラーニング用動画の作成

「7.3.1 操作説明・研修会」と同程度の内容を含む e-ラーニング用動画を作成し、再生環境を提供すること。

8.サービス提供に関する要件

8.1 運用保守要件

新ホームページ運用開始から令和7年3月31日までの運用保守業務を本業務内で行うこと。運用保守業務の内容は、以下を想定している。新ホームページ運用開始以降は単年度ごとに、運用・保守作業の委託を10年程度予定している。

8.1.1 運用保守業務内容

- (1) システムの安定的運用を図るため、ソフトウェアに関して定期的な保守を行うこと。
- (2) システム、およびシステムの稼働に伴い継続的に必要となるソフトウェア製品のライセンス提供（保守費用も含む）、管理を行うこと。
- (3) システムおよびシステムの稼働に伴い継続的に必要となるソフトウェア製品については、そのライフサイクルに注意し、サポートの終了している製品が稼働していることが起こらないようにすること。
- (4) 使用する全てのソフトウェアのバージョンアップに関しては、その適用の判断に必要な調査・評価を行い、本市と協議の上、提供、および適用作業を行うこと。
- (5) ソフトウェアやコンテンツなどの脆弱性を把握することに努め、脆弱性が発見された場合は、パッチを適用するなどのセキュリティ対策を行うこと。
- (6) なお、実施の際には、類似環境による適用テストを行った上で本番環境へ適用すること。
- (7) セキュリティソフトの定義ファイルを必要に応じて更新すること。
- (8) SSLサーバー証明書の更新作業を行うこと。
- (9) 唐津市ホームページの改善提案を適宜実施すること。なお、この改善提案はCMSのみならず、コンテンツや表現に関する内容を含めるものとする。

8.1.2 障害管理

- (1) 障害への対応については、本市と調整を行い、システムをはじめとする各種ソフトウェアの復旧対応、およびデータの復旧作業を行うこと。
- (2) 障害事後対策として、収集した障害情報を基に原因を分析し、同様の障害が発生しないように是正措置・予防措置を講じること。
- (3) 本市からの障害連絡を受けられるように連絡体制を整備すること。なお、

連絡窓口はシステム、アプリケーションなどを含めて一つとすること。

- (4) 障害発見時には迅速に本市担当者へ連絡を行うこと。
- (5) 障害への対応については、24時間365日対応すること。
- (6) 大災害などの外的要因により、本市担当者によるCMS上での操作ができなくなった場合には、本市からの電話などでの指示で災害専用ページの切り替えや、必要なページの作成・更新作業などを行うなど、緊急時に必要な支援を行うこと。

8.1.3 運用支援

- (1) 導入後の操作方法やシステム運用などに関する、広聴広報課からの技術的問い合わせに対応すること。対応時間は原則月曜日～金曜日の9時から17時までとし、年末年始や祝日を除く。
- (2) 年度替わりの組織改編などに伴うIDの新設・改廃、所属の新設や所属名の改廃、所属管理ページの移動処理などについての支援を行うこと。

9. 納品

9.1 成果物の納品

以下の成果物を電子データで納品すること。なお、各成果物の提出期限は、市と協議の上、契約締結までに決定する。

9.1.1 構築フェーズ

- (1) 業務計画書
- (2) 作業スケジュール
- (3) 設計・構築業務体制表
- (4) 情報セキュリティ体制表、実施方法（構築時）
- (5) データ移行計画書
- (6) データ移行管理表
- (7) データ移行報告書
- (8) サイト設計書
- (9) 詳細設計書
- (10) テスト実施要領
- (11) テスト結果報告書

- (12) CMSに係るソフトウェアおよび本市サイト用設定情報など一式
- (13) デザインに使用した画像データ一式
(当該データを利用して、本市が新たな画像を作成することを承諾すること。)
- (14) システム管理者向けマニュアル
- (15) ページ作成者向けマニュアル
- (16) 承認者向けマニュアル
- (17) 研修会用マニュアル
- (18) e-ラーニング用動画
- (19) ウェブアクセシビリティガイドライン
- (20) ウェブアクセシビリティ確認結果（デザイン時、テンプレート作成時）
- (21) ウェブアクセシビリティ試験結果（構築時）
- (22) 打ち合わせ議事録

9.1.2 運用フェーズ

- (1) 運用保守業務体制表
- (2) 情報セキュリティ体制表、実施方法（運用時）
- (3) 打ち合わせ議事録
- (4) 保守作業完了報告書

10. その他留意事項

10.1 機密保護

受託者は、本市の承認を得ることなく、本業務に関して知り得た事項を受託作業に従事する者以外の第三者に漏らしてはならない。この義務は、契約終了後も存続するものとする。本業務において作成した資料、または貸与されたデータ（電磁記録を含む）、貸与品、資料などの管理について、万全の措置を講ずること。

個人情報の取扱いなどについては、唐津市個人情報保護条例を遵守すること。

10.2 打ち合わせ、および連絡調整

10.2.1 構築フェーズ

仕様の確認などを行うため、本業務の履行期間内は必要な範囲で本市もしくは

はオンラインで打ち合わせ（実施方法は都度協議の上、決定することとする）を行い、実施後速やかに議事録を提出すること。また、業務の進捗報告を月に1回以上行うこと。

10.2.2 運用フェーズ

業務完了後、運用状況（障害管理、ネットワークトラフィック量、CPU 使用量、ストレージ使用量、ウイルス定義ファイル更新状況など）や、実施した保守業務の内容等を報告すること。また、必要に応じて本市で打ち合わせを行い、実施後速やかに議事録を提出すること。

10.3 再委託

本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲、および再委託業者を本市に書面で提示し、了承を得ること。また、受託者は再委託先の行為について全責任を負うこととする。

再委託先となったものがさらに第三者に委託（再々委託）することは禁止する。ただし、事前に受託者が再々委託範囲、および再々委託業者を本市に書面で提示し、本市の了承を得れば、その限りではない。その場合、受託者は再々委託先の行為について全責任を負うこととする。

また、再委託先、再々委託先は、受託者と同水準のセキュリティ要件を満たすこと。

10.4 契約不適合責任

- (1) 受託者は、業務を完了した後において、業務の目的物に種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、その補修、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完またはこれに代えてもしくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。
- (2) 前(1)の場合において、引渡しを受けた日から1年以内、または本市がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、本市は同項の請求をすることができない。
- (3) ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- (4) 前(1)の場合において、本市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、

その期間内に履行の追完がないときは、本市は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

- (5) ただし、下記のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (ア) 履行の追完が不能であるとき。
 - (イ) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (ウ) この契約の目的物の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (エ) 上記の他、本市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

10.5 権利の帰属

ホームページ作成に関する一切の著作権は本市に属するものとする。ただし、オペレーティングシステム・ミドルウェア・CMSなどのパッケージは含まない。

10.6 追加提案

本業務の仕様は、現在本市が最低限必要と考えているものである。本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項およびその他の事項についても、業務上当然に必要な事項については、本業務の範囲に含まれるものとする。また、受託者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案は積極的に行うこと。

なお、本仕様書に記載があっても、本市や利用者にメリットが感じられにくかったり、時代にそぐわないと感じられたりする機能・サービス等については、理由とともに削減／代替の提案をされたい。

10.7 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

問い合わせ先、および各種書類の提出先
唐津市政策部 広聴広報課 広聴広報係
(電話番号) 0955-72-9189
(Eメール) kouhou@city.karatsu.lg.jp